

(目的)

第 1 条 この規約は、産業界等を中心とした「茗溪・筑波産業人倶楽部（以下、「産業人倶楽部）」という。」の構成および事業運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員)

第 2 条 産業人倶楽部の構成員は、茗溪会会員とする。
2 役員等は、茗溪会及び関係組織との協議の上、別途定める。

(事業)

第 3 条 産業人倶楽部は、関係組織・個人相互の親睦、互助、情報交流等を結
束
して実施すると共に筑波大学学生等の支援に資するため、次の事業を行う。
(1) 講演会
(2) 親睦会
(3) シンポジウム
(4) その他

(費用)

第 4 条 定例会の開催に伴う費用のうち、食料費等については、原則として受益者負担とする。

(担当委員会、事務局、大学窓口)

第 5 条 担当委員会は、組織委員会とし、関係組織等の連携業務を行う。
2 事務局は、茗溪会大塚事務所及び筑波事務所とする。
3 大学窓口は、筑波大学事業開発推進室とする。

(細則)

第 6 条 その他この規約に定めるもののほか、産業人倶楽部の事業の運営上必要な細則は、茗溪会が別途定める。

附 則 この規約は、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。